

品川区議会議場への国旗などの掲揚の中止を求めます

日本共産党

日本共産党区議団は、以下の声明を発表しました。

11月20日の品川区議会運営委員会において、区議会本会議場に国旗と区旗を掲揚することが決定されました。日本共産党は、議場への国旗などの掲揚に様々な意見がある中で、多数決で強行することはふさわしくないと反対しました。議場は、区民の願いや要求を反映させるため、様々な意見や考えが示される場です。それゆえ、区民の中にある多様な意見、少数意見も尊重、保障する「言論の府」にふさわしい場でなければなりません。

区民の中には、「日の丸」により、戦争の苦しい体験を持つ世代がたくさんいます。アジアをはじめ外国人の中には、「日の丸」に対し受け入れがたい感情があります。議場への国旗掲揚は「日の丸」を受け入れることができない人々への強制となります。

国旗の法制化については、1998年8月、国論が二分する中、不十分な審議のもと強行可決された経緯があります。当時、共産党の質問に対し、首相は「国旗・国歌の法制化にあたり強制はしない」と明言しています。国旗を議場に持ち込むことは、様々な意見がある区民に国旗を押し付けることになり、「思想及び良心の自由」を保障する憲法に背くものです。

これまでも、議会では議論を重ね、議場への国旗掲揚を行ってこなかったことを考えますと、議会運営委員会の1回の議論により議場への国旗などの掲揚を決定したことは、許されない暴挙です。強く抗議をすると共に中止を求めます。

2012年12月7日

日本共産党品川区議団

日本共産党
区議会報告

発行：日本共産党品川区議団

2012年12月号外 発行責任者 飯沼雅子

品川区広町2-1-36 TEL5742-6818 (直通)